

○総務省令第五十三号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八十一条の規定に基づき、及び電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 林 芳正

改正後	改正前
<p>(事業計画の変更等)</p> <p>第四十三条の二 [略]</p> <p>2 基幹放送局の免許人(日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。第五項から第七項までにおいて同じ。)は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務又は同項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>6 基幹放送局の免許人は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、その状況を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>7 基幹放送局の免許人は、第五項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p> <p>8 前三項の規定により報告するときは、別表第五号の八の様式によつて行うものとする。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>(非常局の無線設備の機能試験の免除)</p> <p>第四十三条の三 運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の九の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等)</p> <p>第四十三条の六 [略]</p> <p>2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の十の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>[3～8 略]</p> <p>別表第五号の八 経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式(第43条の2第8項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>年 月 日</p>	<p>(事業計画の変更等)</p> <p>第四十三条の二 [同上]</p> <p>2 基幹放送局の免許人(日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。)は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>5 [同上]</p> <p>6 [同上]</p> <p>(非常局の無線設備の機能試験の免除)</p> <p>第四十三条の三 運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>[2 同上]</p> <p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等)</p> <p>第四十三条の六 [同上]</p> <p>2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>[3～8 同上]</p> <p>[新設]</p>

氏名又は名称
法人番号（注1）
代表者氏名（注2）

電波法施行規則第43条の2第8項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙1から別紙3までのとおり提出します。

別紙1 経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給業務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙2 特別の事情による影響

別紙3 経理的基礎を確保するために必要な措置等

注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第五号の九 [略]

別表第五号の十 [略]

別表第五号の八 [同左]

別表第五号の九 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(基幹放送局の事業計画)

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【一〇七 略】

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6) 放送法第十八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項 (7) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
ロ [略]	[略]
ハ [略]	[略]

別表第二号第一 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【1枚目 略】

改正前

(基幹放送局の事業計画)

第六条 【同上】

【一〇七 同上】

八 【同上】

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6) 放送法第十八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ 【同上】	【同上】
ハ 【同上】	【同上】

別表第二号第一 【同左】

【1枚目 同左】

2枚目

15 無線局の区別			
16 無線設備の設置場所	設置場所の番号	設置場所の区別コード	都道府県一市区町村コード
			住所
17 無線設備の工事費			
法人又は団体			
フリガナ			
代表者氏名			
フリガナ			
18 認定又は確認を受けようとする者の氏名又は名称			
フリガナ			
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称			
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
21 基幹放送の業務を維持す			

長

辺

2枚目

15 [同左]			
16 [同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
17 [同左]			
[同左]			
[同左]			
18 [同左]			
[同左]			
[同左]			
19 [同左]			
[同左]			
20 [同左]			
21 [同左]			

長

辺

るに足りる技術的能力	<p>(別紙)</p> <p>□(1) 経営形態及び資本又は出資の額</p> <p>□(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法</p> <p>□(3) 主たる出資者及びその議決権の数</p> <p>□(4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項</p> <p>□(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</p> <p>□(6) 役員に関する事項</p> <p>□(7) 放送番組の編集の基準</p> <p>□(8) 放送番組の編集に関する基本計画</p> <p>□(9) 週間放送番組の編集に関する事項</p> <p>□(10) 放送番組の審議機関に関する事項</p> <p>□(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項</p> <p>□(12) 災害放送に関する事項</p> <p>□(13) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項</p> <p>□(14) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画</p> <p>□(15) 試験の方法及び具体的計画</p> <p>□(16) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要</p> <p>□(17) 将来の事業予定</p> <p>□(18) 事業収支見積り</p> <p>□(19) 放送番組の主たる利用見込者</p> <p>□(20) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績</p>
22 事業計画等	
23 備考	
[3～6枚目 略]	短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1～22 略】

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として

	<p>(別紙)</p> <p>□(1) 経営形態及び資本又は出資の額</p> <p>□(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法</p> <p>□(3) 主たる出資者及びその議決権の数</p> <p>□(4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項</p> <p>□(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</p> <p>□(6) 役員に関する事項</p> <p>□(7) 放送番組の編集の基準</p> <p>□(8) 放送番組の編集に関する基本計画</p> <p>□(9) 週間放送番組の編集に関する事項</p> <p>□(10) 放送番組の審議機関に関する事項</p> <p>□(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項</p> <p>□(12) 災害放送に関する事項</p> <p>□(13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画</p> <p>□(14) 試験の方法及び具体的計画</p> <p>□(15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要</p> <p>□(16) 将来の事業予定</p> <p>□(17) 事業収支見積り</p> <p>□(18) 放送番組の主たる利用見込者</p> <p>□(19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績</p>
22 [同左]	
23 [同左]	
[3～6枚目 同左]	短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1～22 同左】

23 [同左]

提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(2) (注1) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(4) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注4) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(6) (注1) (注2) (注10)	(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(7) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。)の場合は、提出を要しない。
	(8) (注1) (注6) (注7) (注10)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(9) (注1) (注10) (注12)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(10) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出
	(11) (注1) (注4) (注7) (注10)	
	(12) (注1) (注3) (注10) (注12)	
	(13) (注1) (注2) (注3) (注7)	

区別	提出する別紙	備考
1 免許の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(2) (注1) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(4) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注4) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(6) (注1) (注2) (注10)	(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(7) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。)の場合は、提出を要しない。
	(8) (注1) (注6) (注7) (注10)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(9) (注1) (注10) (注12)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(10) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出
	(11) (注1) (注4) (注7) (注10)	
	(12) (注1) (注3) (注10) (注12)	
	(13) (注1) (注8) (注1) (注9)	
	(14) (注1) (注9)	

(9)	(注12) (注1) (注10)		、経営形態については記載を 要しない。
(10)	(注12) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注6)	専門放送を専ら行う基幹放 送局の場合は、提出を要しな い。
(11)	(注10) (注12) (注1) (注4) (注10) (注12)	(注7)	放送法施行令第8条の規定 により提出済みの場合は、提 出を省略することができる。
(12)	(注1) (注3) (注10) (注12)	(注8)	地上基幹放送試験局の場合 に限る。
(13)	(注1) (注2) (注3) (注10)	(注9)	基幹放送を行う実用化試験 局の場合に限る。
(14)	(注11) (注1) (注8)	(注10)	受信障害対策中継放送を行 う基幹放送局の場合は、提出 を要しない。
(15)	(注1) (注9) (注1) (注2)	(注11)	コミュニティ放送を行う基 幹放送局の場合は、提出を要 しない。
(16)	(注3) (注10) (注11)	(注12)	特定地上基幹放送局等の場 合に限る。
(17)	(注1) (注2) (注3) (注10)		
(18)	(注1) (注2) (注3)		
(19)	(注1)		
(20)	(注1)		

〔1〕～〔13〕 略〕

〔14〕 別紙(13)は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関
する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

〔15〕 別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること
。

〔ア・イ 略〕

〔16〕 別紙(18)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

〔ア・イ 略〕

〔17〕 別紙(19)は、次の様式により記載すること。

〔略〕

〔18〕 別紙(20)は、次の事項について記載すること。

〔ア・イ 略〕

〔19〕 〔略〕

〔24～34 略〕

(9)	(注12) (注1) (注10)		、経営形態については記載を 要しない。
(10)	(注12) (注1) (注3) (注6) (注7)	(注6)	専門放送を専ら行う基幹放 送局の場合は、提出を要しな い。
(11)	(注10) (注12) (注1) (注4) (注10) (注12)	(注7)	放送法施行令第8条の規定 により提出済みの場合は、提 出を省略することができる。
(12)	(注1) (注3) (注10) (注12)	(注8)	地上基幹放送試験局の場合 に限る。
(13)	(注1) (注8) (注1) (注9)	(注9)	基幹放送を行う実用化試験 局の場合に限る。
(14)	(注1) (注2) (注3) (注10)	(注10)	受信障害対策中継放送を行 う基幹放送局の場合は、提出 を要しない。
(15)	(注3) (注10) (注11)	(注11)	コミュニティ放送を行う基 幹放送局の場合は、提出を要 しない。
(16)	(注1) (注2) (注3) (注10)	(注12)	特定地上基幹放送局等の場 合に限る。
(17)	(注1) (注2) (注3)		
(19)	(注1)		

〔1〕～〔13〕 略〕

〔新設〕

〔14〕 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること
。

〔ア・イ 同左〕

〔15〕 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

〔ア・イ 同左〕

〔16〕 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

〔同左〕

〔17〕 別紙(19)は、次の事項について記載すること。

〔ア・イ 同左〕

〔18〕 〔同左〕

〔24～34 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

(放送法施行規則の一部改正)

第三条 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業計画書の変更等)</p> <p>第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項及び第四項から第六項までにおいて同じ。)は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書及び事業収支見積書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 認定基幹放送事業者(臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。第四項から第六項までにおいて同じ。)は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>4 認定基幹放送事業者は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 認定基幹放送事業者は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、総務大臣にその状況を報告しなければならない。</p> <p>6 認定基幹放送事業者は、第四項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p> <p>7 前三項の規定により報告するときは、別表第二十一号の五の様式によつて行うものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 〔略〕</p> <p>(放送番組の視聴のための措置の公表)</p> <p>第八十六条の三 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 原則として別表第二十一号の六に掲げる手段から選択したものを記載すること。</p> <p>二 別表第二十一号の六に掲げる手段以外の手段(地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。)を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔4〜6 略〕</p> <p>(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)</p> <p>第九十一条の二 法第十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の七の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。</p> <p>(特定放送番組同一化実施方針の認定の申請)</p> <p>第九十一条の五 法第十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。</p>	<p>(事業計画書の変更等)</p> <p>第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項において同じ。)は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 認定基幹放送事業者(臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。)は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>(放送番組の視聴のための措置の公表)</p> <p>第八十六条の三 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを記載すること。</p> <p>二 別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段(地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。)を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔4〜6 同上〕</p> <p>(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)</p> <p>第九十一条の二 法第十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の六の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。</p> <p>(特定放送番組同一化実施方針の認定の申請)</p> <p>第九十一条の五 法第十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。</p>

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十一 法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の九の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

【2 略】

(軽微な変更)

第九十一条の十二 【略】

【一・二 略】

2 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

別表第七の一号 (第66条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
- (14) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (15) 試験の方法及び具体的計画
- (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
- (17) 将来の事業予定
- (18) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十一 法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

【2 同上】

(軽微な変更)

第九十一条の十二 【同上】

【一・二 同上】

2 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

別表第七の一号 (第66条第1項関係)

第1 【同左】

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (14) 試験の方法及び具体的計画
- (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
- (16) 将来の事業予定
- (17) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別業として提出すること。

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1) (注1) (2) (注2) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6) (注2) (7) (注3) (8) (注4) (9) (10) (注3) (11) (注4) (12) (注3) (13) (注2) (14) (注7) (15) (注8) (16) (注2) (17) (注2)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注5) 法第8条に規定する経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考查に関する事項については記載を要しない。 (注7) 地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注9) 当該変更により事業
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1) (2) (注2) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6) (注2) (7) (注3) (8) (注4) (9) (注9) (10) (注3) (11) (注4) (12) (注3) (13) (注2) (14) (注7)	(注9) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注4) (注5) (注4) (注9) (注3) (注4) (注4) (注5) (注6) (注9) (注3) (注4) (注2) (注3) (注3) (注4)

注1 [同左]

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1) (注1) (2) (注2) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6) (注2) (7) (注3) (8) (注4) (9) (10) (注3) (11) (注4) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注5) 法第8条に規定する経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考查に関する事項については記載を要しない。 (注7) 地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注9) 当該変更により事業
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1) (2) (注2) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6) (注2) (7) (注3) (8) (注4) (9) (注9) (10) (注3) (11) (注4) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2)	(注9) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注3) (注9) (注4) (注5) (注4) (注9) (注3) (注4) (注4) (注5) (注6) (注9) (注3) (注4) (注2) (注3) (注3) (注4)

	(15) (注8) (16) (注2) (注3) (注4) (注9) (17) (注2) (注3) (注4) (注9)	計画書に重大な変更があるときに限る。
3 認定の変更 新の申請の 場合	(1) (注1) (3) (注2) (注3) (4) (注2) (注3) (5) (注2) (注3) (6) (注2) (7) (注3) (注4) (注5) (8) (注4) (注5) (9) (10) (注3) (注4) (注5) (11) (注4) (注6) (12) (注3) (13) (注2) (注3) (注4) (注9) (14) (注7) (15) (注8) (16) (注2) (注3) (注4) (17) (注2) (注3) (注4) (18)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔1〕～〔13〕 略〕

〔14〕 別紙(14)は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

〔15〕 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

〔ア・イ 略〕

〔16〕 別紙(16)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

〔ア・イ 略〕

別表第二十一号の五 経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式（第96条第7項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

	(注9) (16) (注2) (注3) (注4) (注9)	計画書に重大な変更があるときに限る。
3 認定の変更 新の申請の 場合	(1) (注1) (3) (注2) (注3) (4) (注2) (注3) (5) (注2) (注3) (6) (注2) (7) (注3) (注4) (注5) (8) (注4) (注5) (9) (10) (注3) (注4) (注5) (11) (注4) (注6) (12) (注3) (13) (注7) (14) (注8) (15) (注2) (注3) (注4) (16) (注2) (注3) (注4) (17)	

注2 〔同左〕

〔1〕～〔13〕 同左〕

〔新設〕

〔14〕 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

〔ア・イ 同左〕

〔15〕 別紙(15)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。）。

〔ア・イ 同左〕

〔新設〕

総務大臣 殿

年 月 日

住所
氏名又は名称
法人番号 (注1)
代表者氏名 (注2)

放送法施行規則第86条第7項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙1から別紙3までのとおり提出します。

別紙1 経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙2 特別の事情による影響

別紙3 経理的基礎を確保するために必要な措置等

注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 提出者の番号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二十一号の六～別表第二十一号の十

【略】

別表第二十一号の五～別表第二十一号の九

【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中放送法施行規則別表第七の一号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局については、当該免許又は予備免許に係る免許の有効期間が満了する日までは、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項第八号の表及び別表第二号第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に放送法第九十三条第一項の認定を受けている者は、当該認定の有効期間が満了する日までは、第三条の規定による改正後の放送法施行規則別表第七の一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。